

令和2年度自己点検・評価

自己評価書

令和2年10月



福岡教育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	5
領域 2	内部質保証に関する基準	11
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	25
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	35
領域 5	学生の受入に関する基準	41
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	47
	基準の判断 総括表	47
	教育学部	49
	教育学研究科（修士課程）	67
	教育学研究科（専門職学位課程）	84

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名福岡教育大学
- (2) 所在地福岡県宗像市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部
大学院課程	教育学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部2,614人、大学院152人
教員数	専任教員数：163人、助手数：0人

2 大学等の目的

大学	福岡教育大学は、学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。（福岡教育大学学則第2条）
教育学部	義務教育諸学校に関する教員養成機能における九州の広域拠点的作用を担うというミッションを実現するため、社会が求める教員の在るべき姿として、本学卒業生が備えるべき資質・能力を明確化し、学部教育の教育内容を、段階的・階層的に整序して、教育の質を向上させる。これにより、今日的な教育課題に対応できる実践型教員養成機能への質的転換を図る。（福岡教育大学学則第2条、ウェブサイト）
教育学研究科	福岡教育大学大学院は、学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、学校教育に関する学問を創出・展開する研究能力を養い、初等・中等学校のエデュケーション実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする。（福岡教育大学大学院規則第1条）

3 特徴

教育学部	●初等教育教員養成課程 初等教育教員養成課程では、小学校教員として必要な基礎的・基盤的な資質・能力を確実に身につけたスペシャリストを養成している。また、幼児教育選修では、幼児教育に関連する授業や実習を通して、必要な知識、思考力、技術及び人間性を身につけた保育者を養成している。 ●中等教育教員養成課程 中等教育教員養成課程では、担当教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動での指導、学級経営、生徒指導等の中学校教員として必要な基礎的・基盤的な資質能力を身につけた人材を養成している。 ●特別支援教育教員養成課程 特別支援教育教員養成課程では、初等教育部及び中等教育部を設置し、小学校または中学校教諭としての指導力とともに、特別支援に関する6つの専攻（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害）に分かれ、それぞれの専門分野について、必要な知識を習得している。これにより、障害のある子供たちひとりひとりのニーズに応じた教育ができる指導力を有した教員を養成している。 【教員就職率90%を実現する取組】 義務教育諸学校に関する教員養成機能における九州の広域拠点的役割を担うというミッションを実現するため、再構築した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の下、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を改定し、今日的な教育課題に対応できる実践型教員養成機能への質的転換を図り、学部教育の教育内容を、段階的・階層的に整序して教育の質を向上を図っている。 【教育実施体制の強化】 実践型教員養成機能への質的転換をさらに推進するために、教職教育院による学生指導体制を整備している。 【教員養成機能に特化した学生支援】 教員養成機能に特化したキャリア支援及びボランティア活動の支援策を講じる。とりわけ、ボランティア活動にあつては、今後その全校化が指向されるコミュニティ・スクールを担うことのできる資質・能力を育成している。
教育学研究科	●教育科学専攻 学校教育の諸課題を見据えて、学校現場での実践を総合的に構築し、教育課題を解決できる研究力の育成を目指し、学校教育創造コース（3領域）と教科教育創造コース（10領域）を設置している。 また、九州の広域拠点的な役割を担うため、教科等に関する深い知識の修得に加えて、初等・中等・特別支援教育の各学校段階及びそれらの学校が置かれた地域の課題解決に資する学校現場をフィールドとする活動を導入し、平成28年度カリキュラムより実施している。 これらの取り組みにより、学校現場での実践を理論的に構築するとともに、教育課題を演繹的に展開して問題解決することができる研究力を備えた教員を養成する。

●教職実践専攻（教職大学院）

平成21年度に、教育現場の様々な変化に対応した高度な専門職業人の養成を目指し、専門職学位課程「教職実践専攻」を設け、豊かな人間性と強靱な精神を備え、社会の要請に答えうる高度な専門的職業人としての教員の養成を目指し下記の3つのコースを設置している。

- ①教育実践力開発コース・・・学部を卒業した学生を対象に、新しい学校作りのホープを養成
- ②生徒指導・教育相談リーダーコース・・・中堅現職教員を対象に、スクールリーダーとして学校適応を促進させる人材を養成
- ③学校運営リーダーコース・・・中堅現職教員を対象に、学校の教育課題全般を推進する人材を養成

教職実践専攻では、理論と実践を架橋した教育を一層充実するため、教育実践の具体的事例を帰納的な手法によって省察し改善することを軸とした実践即応型の教員養成高度化のプログラムを平成28年度から導入し、教職を志望する者を幅広く受け入れ、学校現場のリーダーとして活躍しうる人材を育成している。

また、平成28年度から、「教育実践力開発コース」内に、「小学校教員免許状取得プログラム（3年コース）」を設置し、教員を志望する強い意志を有する者を積極的に受け入れ、養成している。

なお、令和3年度より、教職大学院を拡充し入学定員を40名から50名に拡大する。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準 : 「該当なし」

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－1－1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・ 自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・ 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01_基本計画書（別記様式第2号その1の1）		
	・ 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1－1－1] 平成29年8月の「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」を受け、教職大学院のさらなる発展を目指し改革を行うこととした。 大学院の新たな教育研究組織等検討委員会及びその下に教職大学院教育課程検討WGを設け、高度専門職業人としての教員養成機能を修士課程から教職大学院に移行し、教職大学院で、各学校種の教員に見合った教科領域の教育力、生徒指導、学級経営、協働力を総合的に高度実践できる力を育成する教育課程、指導体制を検討した。修士課程から移行する教科については、教職大学院設置以降の入学者の教科をもとに、国語科、社会科、数学科、理科、英語科、保健体育科の6教科とした。 また、福岡教育大学教職大学院連携協力会議（教育課程協議会）での協議や、教育委員会、学校現場との個別の意見交換、「高度専門職業人としての教員の育成に向けた福岡県内大学連絡会」（県内の8公私立大学が参加）や、教員採用動向を調査し、さらに、文部科学省と意見交換を行いながら教職大学院拡充を決定した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[分析項目 1－1－A] 教育学部について、第3期中期目標・中期計画期間においては、平成25年度に策定したミッションの再定義により教員養成における九州の広域拠点大学としての機能をより強化するため、平成28年度から学校教育課程の学生定員を528名から615名へ増員し、生涯教育課程の募集を停止した。また特定教科等を中心とした教育、学生指導を改め、教員養成大学としての機能強化や教員就職率の向上のため、課程としての教育を担う教職教育院を本格稼働させ、学生指導体制を改編した。平成31年度はこの新カリキュラムにより入学した学生が卒業を迎える年であったが、卒業者における正規教員就職者数において、平成28年3月卒業者では169名であったところ、令和2年3月卒業者では344名（うち335名が平成28年度入学生）であり、飛躍的に増加した。	1-1-A-01_学生就職状況(2016年度～2019年度)		
	1-1-A-02_第3期における教員就職状況(教育学部・2019年度)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			

【改善を要する事項】

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 1－2－1〕 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	1-2-1-01_認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式 1）		
〔分析項目 1－2－2〕 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1－2－2）		
	1-2-2_教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
〔活動取組 1－2－A〕 第3期中期目標11番で「男女共同参画に関する取組方針を改めて策定するとともに、役員、管理職員及び教員における女性比率の増加に向けた取組を行う」ことを掲げ、同中期計画22番を「性別、年齢や経験にとらわれない資質・能力を主体にした人事配置を行うことにより、役員及び管理職員における女性の割合を15%以上とする。優秀な女性教員の採用を積極的に進めることにより、大学教員における女性の割合は20%以上を維持する」としている。この実現のため、平成28年度に男女共同参画推進部会において、取組方針及びそれを実現するための具体的な取組の案を検討し、男女共同参画推進に係る取組内容を付加して、今後の方向性を明確にした。 なお、平成31年1月時点において、役員及び管理職員における女性の割合は10.5%であり、大学教員における女性の割合は23.4%となっている。	1-2-A-01_福岡教育大学男女共同参画基本方針・重点取組		
〔活動取組 1－2－B〕 活動取組 1－2－Aに掲げる重点取組のうちノー残業デーに関しては、周知、徹底を図るために、管理職員からの呼びかけ及び掲示板を利用した通知を行い、人件費ベース（実績）において、平成28年度71,796千円であった超過勤務経費は平成31年度には55,838千円となっており、4年間で22.2%削減している。	1-2-B-01_チラシ（ノー残業デー）		
〔活動取組 1－2－C〕 活動取組 1－2－Aに掲げる重点取組のうち休暇制度の見直し・整備に関しては、平成28年度に職員の配偶者同行休業に関する規程を制定し、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させながら継続的な勤務を促進する体制を整えた（平成29年度に職員1名が利用）。平成29年度においては「子の看護休暇」における「子」の解釈範囲を拡大し、子の就学時期を基準として休暇を付与するよう就業規程を改正した。	1-2-C-01_国立大学法人福岡教育大学職員の配偶者同行休業に関する規程		
	1-2-C-02_チラシ（子の看護休暇）		
	1-2-C-03_就業規則関係（子の看護休暇）		
〔活動取組 1－2－D〕 活動取組 1－2－Aに掲げる重点取組のうち女性管理職員比率の15%達成に関しては、女性事務職員がキャリアアップについて考える研修を実施（派遣）するとともに、役員及び管理職員を対象に昨今の女性の活躍推進に関する国の施策や企業、社会の動向に関する知識を深め、意識の向上を図る研修を行った。なお、これらの研修会の事業費は、女性活躍の場の整備等に活用するために使途を限定した寄付金から支出している。	1-2-D-01_【実施要領】女性事務職員キャリア研修派遣		
	1-2-D-02_別紙2「女性活躍推進に関する女性社員向けセミナー」（主催：厚生労働省）		
	1-2-D-03_SD推進事業+実施要領		
	1-2-D-04_九州沖縄アイランド女性研究者支援シンポジウム		
	1-2-D-05_R 1（管理職向け）男女共同参画推進研修会+実施要領		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1－3－1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1－3－1）		
	1-3-1_教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01_福岡教育大学学則	第11条	
	1-3-1-02_国立大学法人福岡教育大学運営規則	第17条	
	1-3-1-03_福岡教育大学大学院規則		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-04_福岡教育大学教員組織等規程		
	1-3-1-05_福岡教育大学教職教育院規程	第1-6条、第12条	
	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-06_役職員一覧		
	1-3-1-07_令和2年度_ユニット代表者等一覧（4月1日版）		
[分析項目 1－3－2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－2）		
	1-3-2規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01_福岡教育大学教授会規程		
	1-3-2-02_福岡教育大学教授会における合同審議に関する細則		
	1-3-2-03_福岡教育大学入学試験合格候補者選考委員会規程		
	1-3-2-04_教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について（重要通知）_20150401		
	1-3-2-05_教授会組織図		
	1-3-2-06_令和2年度教授会開催予定日（04.24改定（9月））		
[分析項目 1－3－3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1－3－3）		
	1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01_国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		
	1-3-3-02_令和2年度法定会議日程（200605更新）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 1－3－2] 教授会に係る開催頻度は規程上明記されていないが、別途、年間の開催予定を作成。原則毎月1回開催しており、継続的・安定的に審議している（令和元年度実績：学部11回、研究科9回、学部と研究科の合同11回）			
[分析項目 1－3－3] 教育研究評議会に係る開催頻度は規程上明記されていないが、別途、年間の開催予定を作成。運用上原則毎月1回（第3金曜日）開催しており、全学的見地から教育活動に係る重要事項について継続的・安定的に審議している（令和元年度実績：11回）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 1－3－A] 教育学部における教育を充実させ、初等教育・中等教育・特別支援教育を担うために必要な資質・能力を有する教員の養成に取り組むことを目的に、クラス担任制を導入し、本学独自の教職指導の体制として学生の進路、生活の指導を行う「教職教育院」を設けている。	1-3-1-01_福岡教育大学学則	第11条	再掲
	1-3-1-02_国立大学法人福岡教育大学運営規則	第17条	再掲
	1-3-1-04_福岡教育大学教員組織等規程	第5条	再掲
	1-3-1-05_福岡教育大学教職教育院規程	第1-6条、第12条	再掲
	1-3-A-01_令和2年度大学概要（組織抜粋）	P. 9、11	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 教授会規程第6条で、教授会構成員の一部で構成される専門委員会の審議結果をもって教授会の意見とできることを定めている。これにより、例えば、従来は合格候補者選考準備会議を経て教員全員を構成員とする教授会を定例日とは別に年に複数回（祝日を含む）に開催していたが、平成31年度からは入学試験合格候補者選考委員会の審議により選考できるようになり、入学試験合格者の決定プロセス及び大学運営の効率化・迅速化を実現している。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程		
	2-1-1-02_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		
	2-1-1-03_国立大学法人福岡教育大学役員会規程		
	2-1-1-04_国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	1-3-3-01_国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		再掲
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2_教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の意義で作成されたもの。）		
	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-3-01_国立大学法人福岡教育大学部局長会議規程		
	2-1-3-02_福岡教育大学学術情報センター運営規程		
	2-1-3-03_福岡教育大学学生委員会規程		
	2-1-3-04_福岡教育大学健康科学センター運営規程		
	2-1-3-05_福岡教育大学就職支援委員会規程		
	2-1-3-06_国立大学法人福岡教育大学人権教育推進委員会規程		
	2-1-3-07_福岡教育大学国際交流・留学生支援推進本部規程		
	2-1-3-08_福岡教育大学障害学生支援センター規程		
	2-1-3-09_福岡教育大学学長室規程		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-2-01_国立大学法人福岡教育大学点検・評価規程(H27.9.30改正)		
	2-2-2-02_評価に関するスケジュール(H29.3.13役員会懇談会報告資料)		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-2-01_国立大学法人福岡教育大学点検・評価規程(H27.9.30改正)		再掲
	2-2-2-02_評価に関するスケジュール(H29.3.13役員会懇談会報告資料)		再掲
	2-2-3-01_国立大学法人福岡教育大学情報システム運用管理規程		
	2-2-3-02_国立大学法人福岡教育大学情報セキュリティに関する自己点検の実施について（重要通知）		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-4-01_教員就職者アンケート依頼文		
	2-2-4-02_就職先アンケート依頼文		
	2-2-4-03_教職大学院修了生アンケート依頼文		
	2-2-4-04_教職大学院修了生所属の管理職アンケート依頼文		
	2-2-4-05_教職大学院授業評価アンケートについて（FD委員会）		
	2-2-4-06_ファカルティ・デベロップメント委員会規程		
	2-2-4-07_ファカルティ・デベロップメント委員会細則	第2条	
	2-2-4-08_2019前期期末授業評価実施依頼		

	2-2-4-09_2019後期期末授業評価実施依頼		
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程	第12-13条	再掲
	2-1-1-02_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6_実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程	第12-13条	再掲
	2-1-1-02_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程	第13条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組2-2-A] 高校の進路指導担当教員を対象として、本学への入学者が特に多い九州各県及び山口県で入試に関する説明会を開催している。主に各年度の入試の最新情報及び次年度の入試に関する情報を中心として本学の概要を説明し、本学志望者（特に学校推薦型選抜Ⅰ・Ⅱ）への進路指導に活用につながる情報を提供する機会として設けるものだが、その際に参加者である高校教員へのアンケート結果や意見を、次回の日程や会場など入試広報の改善に役立てている。これらの取組は、多くの教員志望受験者の確保の一助となり、学生の質保証の起因の一つになっている。	2-2-A-01_入学説明会（高校教員等対象）等の実施について		
	2-2-A-02_令和2度福岡教育大学入試説明会（高校教員等対象）		
[活動取組2-2-B] 本学における教員養成の質向上を図るべく、福岡県、福岡市・北九州市及び近隣市町村教育委員会、学校関係者等から成る「福岡教育大学教員養成の質向上に関する諮問会議」を平成26年から設置している。以降、教員養成に関する様々な社会の要請を踏まえたカリキュラムの検証、要請する人材像、現職教員の再教育の在り方などについて諮問し、答申の結果に基づき改善している。	2-2-B-01_国立大学法人福岡教育大学教員養成の質向上に関する諮問会議（概要）（委員説明資料）		
	2-2-B-02_福岡教育大学教員養成の質向上に関する諮問会議規程		
	2-2-B-03_大学概要（役職員・沿革等抜粋）	P. 44	

【活動取組2-2-C】 例年、学生の保護者との意見交換・情報共有を目的に、本学と本学後援会との共催による保護者説明会を福岡県外（令和元年度は宮崎市、佐賀市、山口市及び鹿児島市）で開催している。大学から教職教育院の取組や学生の就職状況や就職支援体制等についての説明を行うほか、保護者と大学及び後援会が情報を共有し、意見を交換し合う大変有意義な場となっている。なお、保護者からの強い要望を受け、令和元年9月には女子寮西棟の87室にエアコンを設置した。	2-2-C-01_福教大HP令和元年度保護者説明会のご案内		
	2-2-C-02_保護者説明会（宮崎）案内状		
	2-2-C-03_福教大HP令和元年度保護者説明会を開催しました		
	2-2-C-04_保護者説明会報告書（集約）		
	2-2-C-05_保護者説明会令和元年度出席者数		
	2-2-C-06_令和元年度保護者説明会アンケート集計		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】 FD委員会は、前期全授業科目、後期全授業科目について授業評価を実施し、結果を教員にフィードバックしており、教員はその結果を基に、授業改善の方策をFD委員会に報告している。FD委員会では授業評価結果と報告をとりまとめ、FD活動報告書に掲載し、学内で共有している。			
【改善を要する事項】 分析項目2-2-1、2-2-2、2-2-3、2-2-5、2-2-7に定める項目を内部質保証の規程で定めておらず、改訂する必要がある。 分析項目2-2-4のうち学生生活全般アンケート、卒業時アンケート、修了時アンケート、教員就職者アンケート、就職先アンケートに関して規程類が整備されていない。			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1_計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01_2018「学生アンケート」結果等による改善等について（依頼）		
	2-3-2-02_2018各部局からの意見（設問）（非公表）		
	2-3-2-03_2018学生アンケートの改善について（まとめ 部局長会議資料）		
	2-3-2-04_2019「学生アンケート」結果等による改善等について（依頼）		
	2-3-2-05_2019各部局からの意見（設問）（非公表）		
	2-3-2-06_2019学生アンケート設問の変更等について（まとめ 評価室会議資料）		
	2-3-2-07_〔部外秘〕学生アンケートと教務情報と関連づけた入試情報の分析結果（非公開）		
	2-3-2-08_〔部外秘〕志願者・合格者情報（入試広報関係）（非公開）		
	2-3-2-09_〔部外秘〕入試広報と教員就職の関連データ（非公開）		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01_2018「学生アンケート」結果等による改善等について（依頼）.pdf		
	2-3-3-01_2018各部局からの意見（改善事項）（非公表）		
	2-3-2-04_2019「学生アンケート」結果等による改善等について（依頼）.pdf		
	2-3-3-02_2019各部局からの意見（改善事項）（非公表）		
	2-3-3-03_令和元年度教職大学院自己点検評価報告書		
	2-3-3-04_英語習得院への要望アンケートまとめ		
	2-3-3-05_R2+対策講座実施要項		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01_福岡教育大学大学院教育学研究科教職実践専攻認証評価結果(2018.3)		
【特記事項】			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 2－3－2] 平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）（平成30年10月22日付け文部科学省高等教育局長通知(30文科高第370号)）に基づき、高大接続改革の実現に向け、次のような取組を行った。 ・学校推薦型選抜において評価方法を一部改正。 ・入学者受入れの方針に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法に改善するため、高等学校での主体的・対話的で深い学びを行った結果としての調査書を十分に活用するという観点から、入試データと教務データ、就職データを関連付けた分析。 この取組の一つとして、「全体の学習成績の状況」について加点する際に有効な境界値を解析した。この分析結果から、初等教育教員養成課程の一般選抜（前期日程）試験において、全体の学習成績の状況及びすべての教科・科目の3年間の成績が一定以上である場合、一定の点数を加点することを決定し、同入学者選抜方法を改定した。また、入学者受入方針にもこの改定点を記載した。今後はこの改定の有効性について、学内成績との関連、小学校の教員採用試験の受験率、合格率の関連から、追跡調査を行い検証する予定である。 他の主な分析として、高等学校での評定平均値（全体の学習成績の状況）と教員就職状況の相関分析や、大学での学習成果（G P A 値等）や教員就職状況を軸にして入学者選抜試験での成績データを関連付けた分析を行い、入試改善の検討資料を作成することで、入試実施の側面からも、また、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針のさらなる実質化のための取組ともしている。さらに、教員養成を目的とする大学として、入学時及び毎年度の学生生活全般アンケートのデータを基礎に、学生が志望する学校種と学生が在籍する養成課程種とをクロス集計した不本意入学者の抽出や九州の教員養成拠点大学としての地域創生推薦入試を検証し、学生の志望を優先した就学支援に役立てるための資料を作成した。 また、学生の出身高校別教員就職志望者の合格者の率の集計、教員就職状況を加味した潜在的教員志望者層の発掘など、これらを勘案した戦略的な入試広報のための資料も作成している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組 2－3－A] 自己点検・評価を所管する評価室において、平成28年度に第3期中の工程表を作成し、毎年度、それぞれ対象・基準を決めて自己点検・評価を行っている。結果はホームページで公表し、また、見いだされた改善事項については改善方を策定し、外部有識者の意見を踏まえて実施している。 具体的には、平成30年度に「ミッションの実現に向けた研究の推進」及び「附属学校の在り方とその成果」、平成31年度に「国際交流の推進」及び「社会連携の推進」を評価項目に自己点検・評価を行い、本学の取組における長所及び改善を要する事項を明らかにした。	2-2-2-02_評価に関するスケジュール（H29.3.13役員会懇談会報告資料）		再掲
	2-3-A-01_平成30年度自己点検・評価書		
	2-3-A-02_外部有識者への依頼文		
	2-3-A-03_【機密性2・学内限り】H30自己点検・評価_外部有識者意見（非公表）		
	2-3-A-04_平成30年度自己点検・評価書に基づく改善方策		
	2-3-A-05_平成30年度自己点検・評価書に基づく改善方策取組結果		
	2-3-A-06_平成31年度自己点検・評価書		
	2-3-A-07_外部評価者への依頼文		
	2-3-A-08_【機密性2・学内限り】H31自己点検・評価_外部有識者意見（非公表）		
	2-3-A-09_別紙 平成30年度自己点検・評価書に基づく改善方策		
[活動取組 2－3－B] 平成30年度に、経営協議会外部委員の意見や「教員養成の質向上に関する諮問会議」委員等へのアンケート結果等に関して、学生に対する支援、社会連携・社会貢献の在り方、広報活動の在り方、大学の財政状況に関する取組・対応状況を「地域のニーズを踏まえた運営改善の取組について」として本学ホームページに掲載し、地域社会のニーズに対応した大学運営の改善内容を広く社会に公表した。さらに、これに基づき平成31年度には、各ニーズを11のカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーにおける運営への反映状況を検証し、報告書にまとめた。	2-3-B-01_地域のニーズを踏まえた運営改善の取組についてお知らせします		
	2-3-B-02_地域のニーズを踏まえた運営改善の状況について		
	2-3-B-03_地域社会のニーズを反映した運営改善の検証(R2.3)		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない
【優れた成果が確認できる取組】 本学では、それまで各部局、課・室が個別に学生に行っていたアンケートを、学生の負担軽減及び法人評価、認証評価等の法の定める評価に必要な情報を効率よく収集するために、平成29年度から評価室で集約し、学生アンケートとして実施している。アンケートの設問については各部局、課・室の要望により見直しを行い、必要な情報を効率的に集める体制をとっている。加えて、令和3年度実施分からは長期的な視点での分析を可能とするよう、現在、戦略企画室で設問の検討を行っている。
教員養成大学であるため卒業生の多くが教員として就職しており、卒業生及びその勤務校・園の長へアンケートにより関係者からの意見を体系的、継続的に収集する体制を整備している。平成29年度には、九州各県の教育委員会を訪問し学校長アンケートへの協力を仰いだ。結果、本学に関する率直な意見を得ている。
【改善を要する事項】 別紙様式2-3-1において、自己点検・評価の結果、改善策の実行を学長から各部局へ依頼したものの、更に全学的見地からの施策が必要なものがある。また、学生アンケートについて、課題が指摘されたものの改善策の検討に至っていないものが見られる。いずれも内部質保証規定に則った次なる対応が求められる。

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目2－4－1〕 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程		再掲
	2-1-1-03_国立大学法人福岡教育大学役員会規程		再掲
	1-3-3-01_国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01_第11回教育研究評議会議事概要	議題 8	
	2-4-1-02_平成31年度第17回役員会+議事概要	議題 6	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目2－4－1〕※再掲〔分析項目1－1－1〕 平成29年8月の「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて―国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―」を受け、教職大学院のさらなる発展を目指し改革を行うこととした。 大学院の新たな教育研究組織等検討委員会及びその下に教職大学院教育課程検討WGを設け、高度専門職業人としての教員養成機能を修士課程から教職大学院に移行し、教職大学院で、各学校種の教員に見合った教科領域の教育力、生徒指導、学級経営、協働力を総合的に高度実践できる力を育成する教育課程、指導体制を検討した。修士課程から移行する教科については、教職大学院設置以降の入学者の教科をもとに、国語科、社会科、数学科、理科、英語科、保健体育科の6教科とした。 また、福岡教育大学教職大学院連携協力会議（教育課程協議会）での協議や、教育委員会、学校現場との個別の意見交換、「高度専門職業人としての教員の育成に向けた福岡県内大学連絡会」（県内の8公私立大学が参加）や、教員採用動向を調査し、さらに、文部科学省と意見交換を行いながら教職大学院拡充を決定した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2－5－1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2－5－1）		
	2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（非公表）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01_教員選考基準に関する規程（非公表）		
	2-5-1-02_教員選考基準に関する細則（非公表）		
	2-5-1-03_教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-04_教員選考に関する細則（非公表）		
	2-5-1-05_教職大学院実務家教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-06_教員人事委員会規程（非公表）		
	2-5-1-07_教職教育院教員の採用・昇任等に関する取扱いについて（重要通知）（非公表）		
	2-5-1-08_教職大学院実務家教員の採用に関する取扱いについて（重要通知）（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
[分析項目2－5－2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2－5－2）		
	2-5-2_教員業績評価の実施状況（非公表）		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01_【人事】国立大学法人福岡教育大学職員給与規程（非公表）	第14-17条、第38-40条	
	2-5-2-02_【人事】国立大学法人福岡教育大学期末手当、勤勉手当、期末特別手当に関する細則（非公表）		
	2-5-2-03_【人事】国立大学法人福岡教育大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（非公表）		
	2-5-2-04_【評価室】福岡教育大学大学教員活動評価指針（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-05_【人事】自己評価シートの作成について（非公表）		
	2-5-2-06_【人事】教育職員（教（一））の令和元年6月期の勤勉手当に係る勤務成績優秀者の推薦について（非公表）		
	2-5-2-07_【人事】教育職員（教育職（一））の令和2年1月1日付け昇給における上位区分適用候補者の推薦について（推薦依頼）教（一）（教育学部）（非公表）		
	2-5-2-08_【評価室】福岡教育大学における研究評価基準（第3期）（非公表）		

	2-5-2-09_【評価室】平成29年度大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-10_【評価室】平成30年度大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-11_【評価室】令和元年度大学教員活動評価実施要領（非公表）		
	2-5-2-12_【評価室】平成29年度大学教員活動評価 結果について（非公表）		
	2-5-2-13_【評価室】平成29年度学長表彰者及び若手教員を中心とした研究活動の支援対象者について（非公表）		
	2-5-2-14_【評価室】平成30年度大学教員活動評価 結果について（非公表）		
	2-5-2-15_【評価室】平成30年度学長表彰者及び若手教員を中心とした研究活動の支援対象者について（非公表）		
	2-5-2-16_【評価室】令和元年度大学教員活動評価 結果について（非公表）		
	2-5-2-17_【評価室】令和元年度学長表彰者及び若手教員を中心とした研究活動の支援対象者について（非公表）		
[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）		
	2-5-3_評価結果に基づく取組（非公表）		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01_【人事】国立大学法人福岡教育大学職員給与規程（非公表）		再掲
	2-5-2-02_【人事】国立大学法人福岡教育大学期末手当、勤勉手当、期末特別手当に関する細則（非公表）		再掲
	2-5-2-03_【人事】国立大学法人福岡教育大学初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（非公表）		再掲
	2-5-3-01_【評価室】大学教員活動評価の評価結果の処遇への反映について（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-3-02_【評価室】平成29年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		
	2-5-3-03_【評価室】平成30年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		
	2-5-3-04_【評価室】令和元年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		
[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）		
	2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧		

[分析項目 2－5－5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2－5－5）		
	2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01_国立大学法人福岡教育大学事務組織規程	第12, 14, 15条	
	2-5-5-02_200501事務組織図		
	2-5-5-03_事務系職員配置一覧_2020. 5. 1企画課加工200915		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-02_200501事務組織図		再掲
	2-5-5-03_事務系職員配置一覧_2020. 5. 1企画課加工200915		再掲
	2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	2-5-5-04-平成31年度推薦者一覧ver1		
	[分析項目 2－5－6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じ、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2－5－6）	
2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧			
・T A等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料			
2-5-6-01_平成31年 T A説明会案内			
	2-5-6-02_ティーチングアシスタント説明会配付資料一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 2－5－1] ○学士課程における教育上の指導能力及び大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価は、以下のとおり実施している。 【採用】 （１）教員人事に関する要望等を参考に、教育研究評議会を経て、役員会で当該年度の採用、昇任に係る教員配置方針を決定。 （２）教員人事委員会で教員公募を作成し、募集。 （３）応募者から採用候補者を選考し教員資格審査会が当該職位について資格審査を実施。 （４）教授会で適格候補者の教育研究業績を審査。 （５）教員人事委員会で適格候補者の原案を作成し、学長、理事による面接を実施。 （６）教育研究評議会、役員会で審議し、採用者を決定している。 【昇任】 （１）教員人事に関する要望等を参考に、教育研究評議会を経て、役員会で当該年度の採用、昇任に係る教員配置方針を決定。 （２）該当する講座等で教育研究業績を確認し昇任候補者を選出。 （３）教員資格審査会が昇任候補者の職位について資格審査を実施。 （４）教授会で適格候補者の教育研究業績を審査。 （５）教員人事委員会で適格候補者の原案を作成し、教育研究評議会、役員会で審議し、採用者を決定している。 ※昇任時の審査にあたっては面接等は行っていないが、本人が作成する教育業績書の中に「教育上の能力に関する事項」を設けて審査を行うことで教育研究上の指導能力を担保している。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目2-5-A] 教員活動評価の結果研究費の配分を受けた若手教員と学長との懇談会を行い、教育研究担当理事も同席している。学長から若手教員に対して研究の奨励や大学の方針について説明するとともに、若手教員からは学長に自身の研究を紹介したり支援に関する要望を伝える機会となっている。	2-5-3-02_【評価室】平成29年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		再掲
	2-5-3-03_【評価室】平成30年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		再掲
	2-5-3-04_【評価室】令和元年度大学教員活動評価に関する表彰式と懇談会を実施しました（非公表）		再掲
[分析項目2-5-B] 教員養成の質向上に関する諮問会議の「本学の教員養成の質向上に向けた方策について（答申）」（平成26年度）を受け、新たに採用する教員は学校現場での指導経験がある者とし、教員公募において学校での1年以上の教諭経験、若しくは採用後の本学実地指導研修の受講を必須とした（平成28年度）。また、学校現場の指導経験を有しない教員を対象として、実地指導研修（附属学校で約180日間）及び実務経験研修（学校現場で3年ごとに3日間以上）を実施している。平成30年度からは、これらの受講者の増加を図るために、研修受講日数に応じて教育研究費を配分（最大600千円）するインセンティブを策定している。平成28年度から平成31年度までに実地指導研修、実務経験研修を受講した教員は40名となり、これにより学校現場での指導経験をえた教員の割合は、平成31年4月1日の時点において30.4%に上っている。	2-5-B-01_実地指導・実務経験研修の研修効果に係る調査の実施結果について（確定）（非公表）		
	2-5-B-02_令和元年度実地指導・実務経験研修におけるアンケート調査結果について（確定）（非公表）		
	2-5-B-03_実地指導研修の受講者又は修了者に対するインセンティブ措置について（非公表）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・FD研修の1つとして、ユニット・センター等内授業研修を全ユニットにおいて実施し、報告書をFD委員会に提出し、学内で共有している。			
・本学のFD事業については、FD委員会が毎年度FD活動報告書を作成し、教職員グループウェアに公表し、全教職員で共有している。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 : 「該当なし」

基準 3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－1－1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_福岡教育大学令和元年度財務諸表		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_監事の監査報告書		
[分析項目 3－1－2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_会計監査人の監査報告書		
	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式 3－1－2）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組 3－1－A] 第3期中期計画26番において「第2期中期目標期間と比して、寄附金収入を10%以上増加させる。また、現職教員の英語習得院受講などの収益事業の拡大により自己収入を多様化する」ことを掲げ、自己収入増加に努めている。 平成28年度に、寄附金受入額に関する目標金額、募金活動に関する方針等に関する「寄附金獲得に向けた戦略」を策定した。これに基づき、国立大学法人福岡教育大学基金管理規程を一部改正し、学長、理事、副学長及び事務局長を構成員とする「福岡教育大学基金運営委員会」が寄附金戦略における企画・立案を担う体制となった。同委員会では、寄附金獲得に向けて、寄附金の受入単価の変更（一口5千円→千円）、福岡教育大学基金リーフレットの作成、学長のトップセールスによる寄附広報、ウェブを利用したクレジットカード納付等の利便性の高い寄附金納付システムの導入といった取組を進めている。	3-1-2-01_予算・決算の状況 30%以上乖離の理由		再掲
	3-1-A-01_寄附金獲得に向けた戦略		
	3-1-A-02_国立大学法人福岡教育大学基金管理規程	第3章	
	3-1-A-03_福岡教育大学基金リーフレット（平成29年4月版）		
	3-1-A-04_クレジット納付について（本学ホームページ）		
	3-1-A-05_H28-R1寄附金収入		

【活動取組 3-1-B】 第3期中期計画26番のうち自己収入の多様化については、平成28年度に「自己収入増加及び経費削減に向けた業務改善プロジェクトチーム」を設置し、具体的な増加策を定めた。具体的には、各種証明書の有料化や、自動販売機契約の見直し、小学校英語の教科化に伴う中学校教諭二種免許状（英語）の取得を目的とした免許法認定講習費の徴収を実施することで、自己収入の多様化を図っている。	3-1-B-01_各種証明書の発行の有料化について（本学ホームページ）		
	3-1-B-02_自動販売機設置運営事業者の公募について		
	3-1-B-03_H30中二種英語公開講座案内		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－2－1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-2_国立大学法人福岡教育大学運営規則	第31-33条	再掲
	3-2-1-01_運営組織		
	2-1-1-03_国立大学法人福岡教育大学役員会規程		再掲
	1-3-3-01_国立大学法人福岡教育大学教育研究評議会規程		再掲
	2-1-1-04_国立大学法人福岡教育大学経営協議会規程		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
[分析項目 3－2－2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	2-2-B-03_大学概要（役職員・沿革等抜粋）	P. 42	再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式 3－2－2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式 3－2－2）		
3-2-2_法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
[活動取組 3－2－A] 大規模な災害、各種の事故・事件など様々な危機に対し、総合的、体系的に適切な対応をするため、危機管理規程を設けている。それに基づき、職員、学生及び関係者に被害がおよぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限にくい止め、教育、研究、社会貢献等の活動を円滑に行うためのマニュアルを策定している。さらに、学生・院生、来学者、教職員の生命・人権を守り、適切な教育研究環境を確保するために、大学における犯罪の発生を予防するとともに万が一発生した場合は速やかに被害の拡大防止を図り被害を最小限にすることを目的に、防犯マニュアルを備えている。	3-2-A-01_国立大学法人福岡教育大学危機管理規程		
	3-2-A-02_福岡教育大学危機管理基本マニュアル		
	3-2-A-03_国立大学法人福岡教育大学防犯マニュアル		
[活動取組 3－2－B] 大学として公的に発行している発行物については、各担当者が発行前に、人権上問題になりうる表現（被差別者を傷つける可能性がある表現や、偏見を助長と思われる表現等）がないか点検を行い、人権教育推進委員会発行物点検専門部会へチェック表を提出する。この取り組みにより、本学発行物による人権侵害を未然に防いでいる。	3-2-B-01_令和2年度発行物の点検について（依頼）		
	3-2-B-02_【様式】チェック担当者一覧		
	3-2-B-03_【様式】発行前チェック表		
	3-2-B-04_【別紙】大学名を使用した公的発行物における”人権上問題になりうる表現”の点検について		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－3－1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2－5－6 教育支援者を含む。））（別紙様式 3－3－1）		
	3-3-1_事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-1_国立大学法人福岡教育大学事務組織規程		再掲
	・事務組織の組織図		
	2-5-5-2_200501事務組織図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 3－3－1] 九州・沖縄の各県、政令市等12の教育委員会と教員養成を担う19の国公立大学とが参画した「九州教員研修支援ネットワーク」を支援する専門部署として、平成31年4月から教員研修支援室を設けた。これにより本学が第3期中期計画12に掲げる福岡県をはじめ九州各県の学校教育の質の向上に寄与する。また、第4期中期目標・中期計画の策定や、国の施策に沿う新しい学部課程の構想に向けて、経営政策課計画・評価室を令和2年8月から企画課として独立させた。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－4－1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式 3－4－1）		
	3-4-1_教職協働の状況		
[分析項目 3－4－2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3－4－2）		
	3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01_福岡教育大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02_監事監査計画書		
	3-5-1-03_監事監査実施結果報告書		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目 3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01_会計監査人監査計画概要書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-5-2-02_会計監査人の監査報告書		
[分析項目 3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-2-1-01_運営組織		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01_福岡教育大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02_内部監査(業務監査)結果報告書		
	3-5-3-03_内部監査(会計定期監査)報告書		
	3-5-3-04_競争的資金監査報告書		
[分析項目 3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01_法定会議等出席状況		
	3-5-4-02_監事監査結果に対する対応状況		
	3-5-4-03_監事が監査を行いやすいように工夫した取組		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目 3－5－4】 監事は、経営協議会、教育研究評議会などの重要会議、学長の諮問に応じて開催される教員養成の質向上に関する諮問会議や教授会への出席のほか、新たな入学者選抜制度、教職教育院による指導体制の整備、課外活動の充実等、大学改革の取組の成果を確認し検証するための新入生と学長・理事・副学長との懇談会に参加している。さらに、授業・教育実習関係の情報や諸行事の情報を提供するために、附属学校の視察や教職大学院の授業を参観する機会を設けている。 監事における監査結果及びその対応状況については、その都度大学公式ウェブサイトに掲載し、社会に広く公表している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3－6－1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 3－6－1）		
	3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	1-2-1_認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式 1）		再掲
	・ 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4-1-1）		
	4-1-1_夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目 4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式 4-1-2）		
	4-1-2_附属施設等一覧		
[分析項目 4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式 4-1-3）		
	4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01_耐震診断状況（200401）R2. 10. 16更新（非公表）		
	4-1-3-02_自動扉配置図		
	4-1-3-03_バリアフリー（トイレ、駐車場、スロープ）		
	4-1-3-04_身障者対応エレベーター配置図（赤間）		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-05_外灯配置図+赤間		
[分析項目 4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01_学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》		
[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01_学術情報基盤実態調査《大学図書館編》		
[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）		
	4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組 4－1－A】 本学の教育をより効果的に行うための施設として、教材開発スタジオを設けている。 写真や映像の撮影・編集・加工を可能とする施設・機材を整えており、教員の教材や研修資料の作成に貢献するほか、教職教育院による教師として必要なスキルをまとめた映像集の作成、教育実習や介護等実習の事前指導資料作成などの学生指導への活用に加え、音楽専攻による学外コンサートの映像収録への協力も行っている。 設置当初は教職員の利用を想定していたが、学生へも対象を拡大するべく「サポーター制度」を新設した。職員による施設・機材の利用方法の指導にとどまらず、ITリテラシー教育やコンテンツ作成のノウハウも習得させている。学生達は、自身の卒業研究の映像教材、Webアプリケーション、作品展のポスターや図録など、様々な種類のデジタルコンテンツ制作にスタジオを活用している。 また、広報活動としてホームページでの情報発信の他、年3回のフォトコンテストを実施している。	4-1-A-01_スタジオ活動報告		
【活動取組 4－1－B】 学内の利用頻度が少ない室をまとめ、教職員・学生に全学共用スペース（アクティブ・ラーニング・ラボラトリー、ALL）として提供している。 教職員による授業、セミナー、ミーティング、学生指導等教育・研究活動並びに学生の課外教育活動のうち自学自習及び共同学習のために活用されている。ただし、貸出にあたっては教職員と学生、授業内・外の区別をしていないため根拠資料4-1-B-02は総数を表す。	4-1-B-01_ALL使用要領		
	4-1-B-02_令和元年度ALL稼働率		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1_相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01_学生生活（抜粋）		
	4-2-1-02_福岡教育大学キャリア支援センター規程		
	4-2-1-03_福岡教育大学障害学生支援センター規程		
	4-2-1-04_福岡教育大学健康科学センター運営規程		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-05_（令和元年度版）国立大学法人福岡教育大学ハラスメント防止・対応に関する指針		
	4-2-1-06_国立大学法人福岡教育大学人権教育推進委員会規程		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-01_学生生活（抜粋）		再掲
	4-2-1-07_HP学生なんでも相談窓口		
	4-2-1-08_学生なんでも相談窓口ポスター		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01_【お知らせ】自転車（じてんしゃ）に関（かん）するお知らせ（福教大連携推進課）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	4-2-3-02_（英語・中国語・韓国語版）自転車安全利用周知チラシ		
	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4_障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		

[分析項目 4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5）		
	4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01_奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-02_奨学金制度の窓口(Webページ)		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03_日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04_奨学金（JASSO）支給実績（海外留学支援R01年度）		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05_福岡教育大学未来奨学金規程		
	4-2-5-06_大学独自の奨学金制度利用実績確認資料（制度概要）		
	4-2-5-07_大学独自の奨学金制度利用実績確認資料（利用実績）		
	4-2-5-08_福岡教育大学国際交流協定校派遣支援奨学金支給細則		
	4-2-5-09_福岡教育大学国際交流協定校派遣支援奨学金支給に関する手引		
	4-2-5-10_奨学金（未来奨学金）支給実績（R01年度）		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	1-3-1-01_福岡教育大学学則	第49条	再掲
	1-3-1-02_国立大学法人福岡教育大学運営規則	第29条	再掲
	4-2-5-11_国立大学法人福岡教育大学授業料その他の費用に関する規程		
	4-2-5-12_福岡教育大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-13_福岡教育大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程		
	4-2-5-14_2019年度_入学料免除・徴収猶予者数		
	4-2-5-15_2019年度前期_授業料免除者数		
	4-2-5-16_2019年度後期_授業料免除者数		
	・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-17_大学HP_学生寮		
	4-2-5-18_在寮者数集計表		
	・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目 4-2-3】 留学生に対する外国語による情報提供について、本学は教員養成系の単科大学であり留学生数が少ないことから独自の外国語資料の作成は行っていないが、県や市などの作成した資料を利用して生活や安全に関する情報提供を行うとともに、外国人留学生の相談窓口を連携推進課に置き、常時対応している。また、チューターの選定にあたっては留学生担当教員3名が語学能力について確認している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【活動取組 4-2-A】 平成28年4月に発生した熊本地震においては、特に甚大な被害が生じた熊本及び大分出身の被災学生に対し、本学の独自の取組として、当該学生が帰省する交通費等の諸経費相当分として一人15,000円を緊急支援した（計118名 1,770千円）。学生からは、地震後の混乱のために躊躇していた帰省へのきっかけになった、親戚からのボランティア依頼の対応ができたなどの報告があがっている。また、被災した学生の学資負担者に対して、平成28年度（前期、後期）授業料免除、日本学生支援機構の採用奨学金、減額返還、返還期限猶予の対応を実施するとともに、経済的支援が必要な被災者や、メンタルケアが必要な学生への相談窓口を学生支援課及び健康科学センターに設けた。また、平成29年度入学者選抜試験に係る入学検定料の特別措置を行った。 これら以外に、復旧支援の一環として募金活動を行い、453,848円の義援金を日本赤十字社に寄託した。	4-2-A-01_本学在学生の皆様へ（平成28年熊本地震対応）		
	4-2-A-02_平成28年熊本地震により被災した学生への緊急支援について		
	4-2-A-03_「平成28年熊本地震」への対応（被災された方への対応等）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 5 学生の受入に関する基準 : 「該当なし」

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 5－1－1〕 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・ 学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01_福岡教育大学教育学部のアドミッション・ポリシー		
	5-1-1-02_福岡教育大学大学院教育学研究科のアドミッション・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
〔分析項目 5－1－1〕 令和3年度入学者選抜学力検査から、高大接続システム改革の観点を検討した入学者受入方針に改正するとともに、受験者の学力の3要素の達成度を多面的・総合的に適切に評価を行うため、5-1-1-03_試験科目等の学力の3要素及び教職への意欲等の評価対応表（非公開）及び5-1-1-04_アドミッション・ポリシーの記載事項等評価内容確認表（非公開）を策定した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
〔分析項目 5－2－1〕 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5－2－1）		
	5-2-1_入学者選抜の方法一覧（非公表）		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01_面接要領等（教育学部）（非公表）		
	5-2-1-02_面接要領等（大学院教育学研究科）（非公表）		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-03_【推薦】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-04_【一般選抜（前期）】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-05_【一般選抜（後期）】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-06_【大学院教育学研究科】入学者選抜実施体制図（非公表）		
	5-2-1-07_入学試験実施委員会規程（非公表）		
	5-2-1-08_入学試験実施規程（非公表）		
	5-2-1-09_入学試験合格候補者選考委員会規程（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-10_【推薦】実施要領（非公表）		
	5-2-1-11_【一般選抜（前期）】実施要領（非公表）		
	5-2-1-12_【一般選抜（後期）】実施要領（非公表）		
	5-2-1-13_【大学院教育学研究科】実施要領（非公表）		
	5-2-1-14_福岡教育大学教育学部入学試験の実施について（重要通知）（非公表）		
	5-2-1-15_福岡教育大学教育学部入学試験の実施について（重要通知）【申し合わせ】（非公表）		
	5-2-1-16_福岡教育大学大学院教育学研究科入学試験の実施について（重要通知）（非公表）		
	5-2-1-17_福岡教育大学における入試問題の作成等に関する取扱いについて（重要通知）（非公表）		
	5-2-1-18_福岡教育大学の入学試験合格者選考方法に係る申し合わせ（非公表）		
	5-2-1-19_福岡教育大学入学者選抜に関し作成する要項等の点検の手引（非公表）		
	5-2-1-20_電子計算機処理システムプログラム更新等の点検に係る申し合わせ（非公表）		
	5-2-1-21_入学試験問題作成に係る点検要領（非公表）		
	5-2-1-22_入学試験採点要領（非公表）		

	5-2-1-23_答案等の授受及び採点並びに調査書等の授受に係る点検要領（非公表）		
	5-2-1-24_入学試験合格者選考資料の作成に係る点検要領（非公表）		
	5-2-1-25_電子計算機処理担当者会議における点検要領（非公表）		
	5-2-1-26_令和２年度追加合格候補者の対応について（非公表）		
	5-2-1-27_令和２年度追加合格入学手続要領（非公表）		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に２年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-28_令和３年度（令和２年度実施）入学者選抜について（非公表）		
	5-2-1-29_令和３年度入学者選抜方法の変更について（教育学部）（非公表）		
	5-2-1-30_令和４年度入学者選抜方法の変更について（教育学部）（非公表）		
[分析項目５－２－２] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧		再掲
	2-1-1-01_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する規程		再掲
	2-1-1-02_国立大学法人福岡教育大学における内部質保証体制に関する細則		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	2-3-2-7_〔部外秘〕学生アンケートと教務情報と関連づけた入試情報の分析結果（非公開）		再掲
	2-3-2-8_〔部外秘〕志願者・合格者情報（入試広報関係）（非公開）		再掲
	2-3-2-9_〔部外秘〕入試広報と教員就職の関連データ（非公開）		再掲
	5-2-1-28_令和３年度（令和２年度実施）入学者選抜について（非公表）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目５－２－１] 学生受入のための入学試験問題における出題過誤の事前防止策として、問題作成プロセス及び作成した問題案に対する点検を以下のように行っている。 ① 問題作成者は入試問題案提出時に解答または出題の意図（以下「解答例等」）を提出する。 ② 問題点検者による初回の点検において、受験者と同様の条件で問題を解答し、それを解答例等と照らし合わせ、自己の解答と解答例等とが一致しない場合等には、問題点検者は疑義を申し出ることができる。 ③ 申し出られた疑義の内容及びそれへの対応については入試実施委員会へ報告し、同委員会内で検討し、疑義の内容を問題作成者へ伝える。 また、入試問題及びその解答例等を入学試験実施後速やかに本学公式ウェブサイトに掲載することとした。さらに出題過誤の疑いが生じた場合、事後対策として、その件に関する過誤の疑い内容の検証、確定した出題過誤に関する対策及び再発防止策の策定などが迅速にできるよう「福岡教育大学入学者選抜試験過誤取扱規程」を平成30年８月に策定し、全学的な対応体制を整えた。 なお、過去、入学試験実施後に公開することも含めた解答例等の作成プロセスにおいて、当初出題者が想定していた正答以外にも正答が存在することが明らかになり、採点ミス等の過誤を事前に発見することができた事例もある。			

[分析項目5－2－2] [再掲：特記事項①（分析項目2－3－2）] 平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）（平成30年10月22日付け文部科学省高等教育局長通知(30文科高第370号)）に基づき、高大接続改革の実現に向け次のような取組を行った。 ・学校推薦型選抜において評価方法を一部改正。 ・入学者受入れの方針に基づき「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する入学者選抜方法に改善するため、高等学校での主体的・対話的で深い学びを行った結果としての調査書を十分に活用するという観点から、入試データと教務データ、就職データを関連付けた分析。 この取組の一つとして、「全体の学習成績の状況」について加点する際に有効な境界値を解析した。この分析結果から、初等教育教員養成課程の一般選抜（前期日程）試験において、全体の学習成績の状況及びすべての教科・科目の3年間の成績が一定以上である場合、一定の点数を加点することを決定し、同入学者選抜方法を改定した。また、入学者受入方針にもこの改定点を記載した。今後はこの改定の有効性について、学内成績との関連、小学校の教員採用試験の受験率、合格率の関連から、追跡調査を行い検証する予定である。 他の主な分析として、高等学校での評定平均値（全体の学習成績の状況）と教員就職状況の相関分析や、大学での学習成果（GPA値等）や教員就職状況を軸にして入学者選抜試験での成績データを関連付けた分析を行い、入試改善の検討資料を作成することで、入試実施の側面からも、また、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針のさらなる実質化のための取組ともしている。さらに、九州の教員養成拠点大学として、入学時及び毎年度の学生生活全般アンケートのデータを基礎に、学生が志望する学校種と学生が在籍する養成課程種とをクロス集計した不本意入学者の抽出や地域創生推薦入試を検証し、学生の志望を優先した就学支援に役立てるための資料を作成した。 また、学生の出身高校別教員就職志望者の合格者の率の集計、教員就職状況を加味した潜在的教員志望者層の発掘など、これらを勘案した戦略的な入試広報のための資料も作成している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 5－3－1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 2		
	5-3-1_認証評価共通基礎データ様式【大学用】（様式2）		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

福岡教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6－1	基準 6－2	基準 6－3	基準 6－4	基準 6－5	基準 6－6	基準 6－7	基準 6－8	備考
01	教育学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	教育学研究科（修士課程）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	教育学研究科（専門職学位課程）	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01_ (01) 学部ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01_(01)学部カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01_(01)学部ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01_(01)学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－3－1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(01) 初等開講計画表		
	6-3-1-02_(01) 中等開講計画表		
	6-3-1-03_(01) 特支開講計画表		
	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01_(01) 初等開講計画表		再掲
	6-3-1-02_(01) 中等開講計画表		再掲
	6-3-1-03_(01) 特支開講計画表		再掲
[分析項目 6－3－2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01_(01) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(通知) 学部		
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-02_(01) 2019年度シラバス__教育学部		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6－3－3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-01_(01) 大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定について（重要通知）		
	6-3-3-02_(01) 福岡教育大学第 1 年次に入学者の既修得単位等の認定に関する取扱いについて（重要通知）		
[分析項目 6－3－4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

【分析項目 6－3－5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-4-1] 1 年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)2019年度学事日程・授業日程（学部・大学院共通）		
[分析項目 6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)2019年度学事日程・授業日程（学部・大学院共通）		再掲
	・ シラバス		
[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-02_(01)2019年度シラバス__教育学部		再掲
	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-3-2-02_(01)2019年度シラバス__教育学部		再掲
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-01_(00)シラバス記入要領（学部・大学院共通）		
	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式 6-4-4）		
	6-4-4_(00)教育上主要と認める授業科目		
	・ シラバス		
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	6-3-2-02_(01)2019年度シラバス__教育学部		再掲
	・ CAP制に関する規定		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること			
	・ 大学院学則		
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること			
	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること			
	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること			
	・ 実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1_(00)履修指導の実施状況		
	1-3-1-05_福岡教育大学教職教育院規程		再掲
	6-5-1-01_(01) H31教職教育院クラス担任一覧		
	6-5-1-02_(01) 2019年度新入生オリエンテーション日程表		
	6-5-1-03_(01) 在学生オリエンテーション		
	6-5-1-04_(00)福岡教育大学_留学生ガイドブック（日本語版）		
	6-5-1-05_(00)留学を目指す人のために2019年度版		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2_(00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01_(00)【参考】オフィスアワーに関するガイドライン		
	6-5-2-02_(00)【2019年度教員分】教育成果の検証に関するアンケート調査報告書		
	1-3-1-05_福岡教育大学教職教育院規程		再掲
	6-5-1-01_(01) H31教職教育院クラス担任一覧		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	6-5-3-01_(01)教育実習について		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-02_(01)インターンシップ実施要領		
	6-5-3-03_(01)教育総合インターンシップ実習参加者（県別人数&校数）pdf		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01_外国人留学生に対するチューター業務(チューター学生向け)		再掲
	4-2-3-02_外国人留学生に対するチューター制度の実施について(2020年度前期分要項)		再掲
	6-5-1-04_(01)福岡教育大学_留学生ガイドブック（日本語版）		

・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
6-5-4-01_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
[分析項目6-5-2] 「オフィスアワーに関するガイドライン」に基づいて教員は週1回以上のオフィスアワーを設定するようにしており、シラバスへの記載または授業中の説明にて学生に周知している。 2019年度に教員を対象に実施した「教育成果の検証に関するアンケート」によると、学部・大学院のいずれも、70%前後の教員が電子メール等を活用した質問受付・相談等アポイント対応を行い、学生からの学習相談等に応じている。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
[活動取組6-5-A] ※再掲 [活動取組1-3-A] 教育学部における教育を充実させ、初等教育・中等教育・特別支援教育を担うために必要な資質・能力を有する教員の養成に取り組むことを目的に、クラス担任制を導入し、本学独自の教職指導の体制として学生の進路、生活の指導を行う「教職教育院」を設けている。	1-3-1-01_福岡教育大学学則	再掲
	1-3-1-02_国立大学法人福岡教育大学運営規則	再掲
	1-3-1-04_福岡教育大学教員組織等規程	再掲
	1-3-1-05_福岡教育大学教職教育院規程	再掲
	1-3-A-01_令和2年度大学概要（組織抜粋）	再掲
[活動取組6-5-B] 本学独自の「学生ボランティア活動認定システム」により教師としての実践的指導力に繋がる資質・能力の習得と、職業意識の涵養を図っている。 同システムでは、独自の評価制度により学生のボランティア活動を通して身につけた資質・能力を客観的に把握している。また、平成29年度には近隣自治体の校長会等においてシステムの説明を行い、新たな学校ボランティア先を開拓した。平成30年度にはコーディネーターを3名に増員し支援体制を増強するとともに、実施組織である学生ボランティア推進会議の活性化を図り、教職教育院と協働で学生ボランティア活動への動機付けと教職志望のモチベーション維持・向上を図る取組を行った。また、平成31年度にはそれぞれの評価段階における学生の資質・能力について分析も行っている。 これらの取組により、平成31年度学部4年生においてボランティア経験率は100%（教職を希望しない者、思想、信条等により参加しない者を除く）を達成している。	6-5-B-01_(00) 福教大HPボランティアサポートシステム	
	6-5-B-02_(00) ボランティアサポートシステムHP	
	6-5-B-03_(00) 認定評価制度（説明資料）	
	6-5-B-04_(00) 各地区校長会説明会活動実績	
	6-5-B-05_(00) 学生ボランティア活動で育成される資質能力の分析	
	6-5-B-06_(00) 令和元年度「学生ボランティア活動認定システム」認定者一覧(令和元年度学生ボランティア活動報告書より)	
[活動取組6-5-C] 障害学生支援センターにおいて、障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っている。また、平成27年12月には障害のある学生等への支援に関する基本方針を定めるとともに、平成28年3月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領を定めている。さらに、本学は独立行政法人日本学生支援機構障害学生修学支援ネットワークの九州・沖縄地区拠点校も務め、同センターにて障害学生への支援実施状況の把握や相談受付、視察受け入れなどを積極的に行う体制を整えている。	6-5-C-01_(00) 福岡教育大学HP障害学生支援センター	
	6-5-C-02_(00) 障害学生支援センターHP支援内容	
	6-5-C-03_(00) 障害学生支援センターHP支援を希望される方	
	6-5-C-04_(00) 障害学生支援センターHP支援活動に興味のある方	
	6-5-C-05_(00) 障害のある学生等への支援に関する基本方針	
	6-5-C-06_(00) 教職員対応要領（るびあり）	
	6-5-C-07_(00) 日本学生支援機構HP障害学生修学支援ネットワーク福岡教育大学	
	6-5-4-01_(00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		

【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01_(01) 福岡教育大学教育学部履修規程（抜粋）		
	6-6-1-02_(00) 成績評価に関するガイドライン		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01_(01) 平成31年度 履修の手引（P4）		
	6-6-2-02_(00) シラバス記入要領（抜粋）		
	6-6-2-03_(01) 新入生オリエンテーション教育学部配付資料（抜粋）		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(00) 年度別成績評価分布一覧（～2019年度）		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00) 2020年度第3回教務委員会議事概要（書面会議）		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03_(00) GPA制度について（本学公式ウェブサイト）		
	6-6-3-04_(00) 福岡教育大学学生表彰実施について（重要通知）		
	・ （個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00) 2019前期成績開示／調査依頼（掲示）		
	6-6-4-02_(00) 成績調査依頼制度について【190912一部改正・教務委員会】		
	6-6-4-03_(00) 成績調査依頼制度の手順		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-04_(01) 第3期中（平成28(2016)年度～） 成績調査依頼の件数（教育学部）		
	・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-1-02_(00) 成績評価に関するガイドライン		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01_(01) 福岡教育大学教育学部学位規程		
	6-7-1-02_(01) 福岡教育大学教育学部卒業認定規程		
	6-7-1-03_(01) 福岡教育大学教育学部履修規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01_(01) 福岡教育大学教育学部学位規程		再掲
	6-7-1-02_(01) 福岡教育大学教育学部卒業認定規程		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-7-1-03_(01) 福岡教育大学教育学部履修規程		再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること			
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01_(01) 平成31年度 履修の手引（P5）		
	6-7-3-02_(01) 新入生オリエンテーション教育学部配付資料（抜粋）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	6-7-3-03_(01) 履修基準・教育学部（本学公式ウェブサイト）		
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(01) 平成31年度第5回合同・第3回学部 議事概要		
	6-7-4-02_(01) 平成31年度第9回学部 議事概要		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－8－1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6－8－1）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)大学法人評価入力データ集		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6－8－2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6－8－2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2_(00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0364/0364-1S02-01-01.html		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0364/0364-1S01-01-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
[分析項目6－8－3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01_(01)卒業時アンケート（2017年度H30.2）（非公表）		
	6-8-3-02_(01)卒業時アンケート（2018年度H31.2）（非公表）		
[分析項目6－8－4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-02_(01)教員就職者（教育学部）アンケート（教育学部、2018年度H30.8）（非公表）		
	6-8-4-03_(01)教員就職者（教育学部）アンケート（教育学部、2019年度R1.7）（非公表）		
[分析項目6－8－5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01_(01)学校長（教育学部）アンケート（教育学部、2018年度）（非公表）		
	6-8-5-02_(01)学校長（教育学部）アンケート（教育学部、2019年度）（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【分析項目 6－8－A】※再掲【分析項目 1－1－A】 教育学部について、第3期中期目標・中期計画期間においては、平成25年度に策定したミッションの再定義により教員養成における九州の広域拠点大学としての機能をより強化するため、平成28年度から学校教育課程の学生定員を528名から615名へ増員し、生涯教育課程の募集を停止した。また特定教科等を中心とした教育、学生指導を改め、教員養成大学としての機能強化や教員就職率の向上のため、課程としての教育を担う教職教育院を本格稼働させ、学生指導体制を改編した。平成31年度はこの新カリキュラムによる学生が卒業を迎える年であったところ、正規教員就職者数において、平成28年3月卒業者の正規教員就職者数が169名に対して、令和2年3月卒業者の正規教員就職者数は344名（うち335名が平成28年度入学生）であり、正規教員就職者数が飛躍的に増加した。	1-1-A-01_学生就職状況(2016年度～2019年度)		再掲
	1-1-A-02_第3期における教員就職状況(教育学部・2019年度)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ※基準2－3再掲 教員養成大学であるため卒業生の多くが教員として就職しており、卒業生及びその勤務校・園の長へアンケートにより関係者からの意見を体系的、継続的に収集する体制を整備している。平成29年度には、九州各県の教育委員会を訪問し学校長アンケートへの協力を仰いだ。結果、本学に関する率直な意見を得ている。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-(02) (03) 大学院ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01_ (02) (03) 大学院カリキュラム・ポリシー		
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1- (02) (03) 大学院ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01_ (02) (03) 大学院カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(02) (03) 教育学研究科便覧「Ⅱ履修方法について」〔抜粋〕（教育学研究科、2019年度）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01_(02) (03) 教育学研究科便覧「Ⅱ履修方法について」〔抜粋〕（教育学研究科、2019年度）		再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-02_(02) H31大学院授業科目（教育科学専攻）		
	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01_(02) (03) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について（通知）大学院		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-02_(02) 2019年度シラバス__大学院		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	・明文化された規定類		
	6-3-3-01_(02) (03) 福岡教育大学大学院既修得単位等の認定について（重要通知）		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること			
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01_(02) 福岡教育大学大学院教育学研究科修士課程（教育科学専攻）指導教員について（重要通知）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02_(02) 福岡教育大学大学院学生の学会発表交通費補助金の支給について（重要通知）		
	6-3-4-03_(02) H31学会発表交通費補助 希望者の募集について		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-04_(02) 国立大学法人福岡教育大学における研究倫理教育の実施について（重要通知）（2019年度）		
6-3-4-05_(02) 研究者の行動規範（平成21年7月24日制定）		
・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧		再掲

	2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		再掲
[分析項目 6－3－5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01_(00)2019年度学事日程・授業日程(学部・大学院共通)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01_(00)2019年度学事日程・授業日程(学部・大学院共通)		再掲
	・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-02_(02)2019年度シラバス__大学院		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-02_(02)2019年度シラバス__大学院		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-01_(00)シラバス記入要領(学部・大学院共通)		
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4_(00)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	6-3-2-02_(02)2019年度シラバス__大学院		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること			
	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	6-4-6-01_(02)大学院規則及び(修士課程)履修規程抜粋		
	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること			
	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること			
	・実施している配慮が確認できる資料		
	4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		再掲
	6-4-9-01_(02)平成31年度教育学研究科学生便覧 P4抜粋		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1_(00)履修指導の実施状況		
	6-3-4-01_(02)福岡教育大学大学院教育学研究科修士課程（教育科学専攻）指導教員について（重要通知）		再掲
	6-5-1-01_(02)(03)【大学院】H31オリエン実施要項		
	6-5-1-04_(00)福岡教育大学_留学生ガイドブック（日本語版）		
	6-5-1-05_(00)留学を目指す人のために2019年度版		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2_(00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01_(00)【参考】オフィスアワーに関するガイドライン		
	6-5-2-02_(00)【2019年度教員分】教育成果の検証に関するアンケート調査報告書		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01_外国人留学生に対するチューター業務(チューター学生向け)		再掲
	4-2-3-02_外国人留学生に対するチューター制度の実施について(2020年度前期分要項)		再掲
	6-5-1-04_(00)福岡教育大学_留学生ガイドブック（日本語版）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		

6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
6-5-4-01_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
【分析項目6-5-1】 教育学研究科（修士課程）においては、大学院規則により指導教員を置くこととしており、主指導教員は学位論文指導だけではなく、学生の履修についても指導することとしている。		
【分析項目6-5-2】 「オフィスアワーに関するガイドライン」に基づいて教員は週1回以上のオフィスアワーを設定するようにしており、シラバスへの記載または授業中の説明にて学生に周知している。 2019年度に教員を対象に実施した「教育成果の検証に関するアンケート」によると、学部・大学院のいずれも、70%前後の教員が電子メール等を活用した質問受付・相談等アポイント対応を行い、学生からの学習相談等に応じている。 また、教育学研究科（修士課程）においては、大学院規則により指導教員を置くこととしており、主指導教員は学位論文指導だけではなく、学生の進路及び学生生活全般についても指導することとしている。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。		
【活動取組6-5-B】※学部再掲 本学独自の「学生ボランティア活動認定システム」により教師としての実践的指導力に繋がる資質・能力の習得と、職業意識の涵養を図っている。 同システムでは、独自の評価制度により学生のボランティア活動を通して身につけた資質・能力を客観的に把握している。また、平成29年度には近隣自治体の校長会等においてシステムの説明を行い、新たな学校ボランティア先を開拓した。平成30年度にはコーディネーターを3名に増員し支援体制を増強するとともに、実施組織である学生ボランティア推進会議の活性化を図り、教職教育院と協働で学生ボランティア活動への動機付けと教職志望のモチベーション維持・向上を図る取組を行った。また、平成31年度にはそれぞれの評価段階における学生の資質・能力について分析も行っている。 これらの取組により、平成31年度学部4年生においてボランティア経験率は100%（教職を希望しない者、思想、信条等により参加しない者を除く）を達成している。	6-5-B-01_ (00) 福教大HPボランティアサポートシステム	
	6-5-B-02_ (00) ボランティアサポートシステムHP	
	6-5-B-03_ (00) 認定評価制度（説明資料）	
	6-5-B-04_ (00) 各地区校長会説明会活動実績	
	6-5-B-05_ (00) 学生ボランティア活動で育成される資質能力の分析	
	6-5-B-06_ (00) 令和元年度「学生ボランティア活動認定システム」認定者一覧（令和元年度学生ボランティア活動報告書より）	
【活動取組6-5-C】※学部再掲 障害学生支援センターにおいて、障害のある学生への教育及び学生生活の支援を行っている。また、平成27年12月には障害のある学生等への支援に関する基本方針を定めるとともに、平成28年3月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領を定めている。さらに、本学は独立行政法人日本学生支援機構障害学生修学支援ネットワークの九州・沖縄地区拠点校も務め、同センターにて障害学生への支援実施状況の把握や相談受付、視察受け入れなどを積極的に行う体制を整えている。	6-5-C-01_ (00) 福岡教育大学HP障害学生支援センター	
	6-5-C-02_ (00) 障害学生支援センターHP支援内容	
	6-5-C-03_ (00) 障害学生支援センターHP支援を希望される方	
	6-5-C-04_ (00) 障害学生支援センターHP支援活動に興味のある方	
	6-5-C-05_ (00) 障害のある学生等への支援に関する基本方針	
	6-5-C-06_ (00) 教職員対応要領（るびあり）	
	6-5-C-07_ (00) 日本学生支援機構HP障害学生修学支援ネットワーク福岡教育大学	
	6-5-4-01_ (00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】		
【改善を要する事項】		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1-01_(02) 福岡教育大学大学院教育学研究科(修士課程)履修規程(抜粋)		
	6-6-1-02_(00) 成績評価に関するガイドライン		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01_(02) 平成31年度教育学研究科学生便覧(P37)		
	6-6-2-02_(00) シラバス記入要領(抜粋)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(00) 年度別成績評価分布一覧(～2019年度)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00) 2020年度第3回教務委員会議事概要(書面会議)		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03_(00) GPA制度について(本学公式ウェブサイト)		
	6-6-3-04_(00) 福岡教育大学学生表彰実施について(重要通知)		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00) 2019前期成績開示／調査依頼(掲示)		
	6-6-4-02_(00) 成績調査依頼制度について【190912一部改正・教務委員会】		
	6-6-4-03_(00) 成績調査依頼制度の手順		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-1-02_(00) 成績評価に関するガイドライン		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01_(02)(03) 福岡教育大学大学院学位規程		
	6-7-1-02_(02) 福岡教育大学大学院教育学研究科(修士課程)履修規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01_(02)(03) 福岡教育大学大学院学位規程		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-7-1-02_(02) 福岡教育大学大学院教育学研究科(修士課程)履修規程		再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(02) 福岡教育大学大学院学位論文審査について（重要通知）		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	6-7-1-01_(02)(03) 福岡教育大学大学院学位規程		再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	6-7-2-01_(02) 福岡教育大学大学院学位論文審査について（重要通知）		再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01_(02) 平成31年度教育学研究科学生便覧（P2）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	6-7-3-02_(02)(03) 履修基準・教育学研究科（本学公式ウェブサイト）		
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(02)(03) 平成31年度第8回研究科教授会議事概要		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(02) 福岡教育大学大学院学位論文審査について（重要通知）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01_(02) 福岡教育大学大学院学位論文審査について（重要通知）		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	6-7-4-02_(02) 2019年度 学位論文題目一覧（教育学研究科教育科学専攻）		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)大学法人評価入力データ集		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2_(00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0364/0364-1S01-02-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01_(00)卒業（修了）生の活躍等が確認できる資料（広報誌）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-1_(02)(03)修了時アンケート（2017年度H30.2）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-1_(02)教員就職者アンケート（教育科学専攻）（教育学研究科、2018年度）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-1_(02)学校長アンケート（教育科学専攻）（教育学研究科、2018年度）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ※基準2－3再掲 教員養成大学であるため卒業生の多くが教員として就職しており、卒業生及びその勤務校・園の長へアンケートにより関係者からの意見を体系的、継続的に収集する体制を整備している。平成29年度には、九州各県の教育委員会を訪問し学校長アンケートへの協力を仰いだ。結果、本学に関する率直な意見を得ている。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－1－1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針		
	6-1-1-01_ (02) (03) 大学院ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6－2－1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	6-2-1-01_ (02) (03) 大学院カリキュラム・ポリシー		
[分析項目 6－2－2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01_ (02) (03) 大学院ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01_ (02) (03) 大学院カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(02) (03) 教育学研究科便覧「Ⅱ履修方法について」〔抜粋〕（教育学研究科、2019年度）		
	6-3-1-02_(03)_平成31年度教職実践専攻（教職大学院）履修ガイドブック（抄）コースツリー（教職実践専攻、2019年度）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01_(02) (03) 教育学研究科便覧「Ⅱ履修方法について」〔抜粋〕（教育学研究科、2019年度）		再掲
	6-3-1-03_(03) H31大学院授業科目（専門職学位課程）		
[分析項目 6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01_(02) (03) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定について(通知) 大学院		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-02_(03) シラバス（専門職学位課程）		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目 6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01_(02) (03) 福岡教育大学大学院既修得単位等の認定について（重要通知）		
[分析項目 6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

【分析項目 6－3－5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-4-1] 1 年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料 (学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01_(00) 2019年度学事日程・授業日程 (学部・大学院共通)		
[分析項目 6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1 年間の授業を行う期間が確認できる資料 (学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01_(00) 2019年度学事日程・授業日程 (学部・大学院共通)		再掲
	・ シラバス 6-3-2-02_(03) シラバス (専門職学位課程)		再掲
[分析項目 6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料 (電子シラバスのデータ (csv) 等)		
	6-3-2-02_(03) シラバス (専門職学位課程)		再掲
	6-4-3-01_(00) シラバス記入要領 (学部・大学院共通)		
[分析項目 6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目 (別紙様式 6-4-4)		
	6-4-4_(00) 教育上主要と認める授業科目		
	・ シラバス		
	6-3-2-02_(03) シラバス (専門職学位課程)		再掲
[分析項目 6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度 (CAP 制度) を適切に設けていること	・ CAP 制に関する規定		
	6-4-5-01_(03) 福岡教育大学大学院教育学研究科 (専門職学位課程) 履修規程 (最終改正平成28年5月26日)		
[分析項目 6-4-6] 大学院において教育方法の特例 (大学院設置基準第14条) の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則		
[分析項目 6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・ 薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・ 連携協力校との連携状況が確認できる資料		
	6-4-8-01_(03) 連携協力校連絡協議会規程		
	6-4-8-02_(03) 連携協力校一覧 (令和元年度)		
[分析項目 6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・ 実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目 6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
[分析項目 6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1_(00)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01_(02)(03)【大学院】H31オリエン実施要項		
	6-5-1-01_(03)新入生オリエンテーションハンドブック専門職学位課程		
	6-5-1-04_(00)福岡教育大学_留学生ガイドブック（日本語版）		
	6-5-1-05_(00)留学を目指す人のために2019年度版		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2_(00)学習相談の実施状況		
	6-5-2-02_(00)【参考】オフィスアワーに関するガイドライン		
	6-5-2-03_(00)【2019年度教員分】教育成果の検証に関するアンケート調査報告書		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3_(00)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-01_外国人留学生に対するチューター業務(チューター学生向け)		再掲
	4-2-3-02_外国人留学生に対するチューター制度の実施について(2020年度前期分要項)		再掲
	6-5-1-04_(00)福岡教育大学_留学生ガイドブック（日本語版）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		

6-5-4_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
6-5-4-01_(00)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目 6-5-1] 教育学研究科 (専門職学位課程) においては、指導教員の他、院生就職支援担当教員を各コースに配置している。			
[分析項目 6-5-2] 「オフィスアワーに関するガイドライン」に基づいて教員は週 1 回以上のオフィスアワーを設定するようにしており、シラバスへの記載または授業中の説明にて学生に周知している。 2019年度に教員を対象に実施した「教育成果の検証に関するアンケート」によると、学部・大学院のいずれも、70%前後の教員が電子メール等を活用した質問受付・相談等アポイント対応を行い、学生からの学習相談等に応じている。 また、教育学研究科 (専門職学位課程) においては、指導教員の他、院生就職支援担当教員を各コースに配置して、修学支援や学生生活全般に対応している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
[活動取組 6-5-B] ※学部再掲 本学独自の「学生ボランティア活動認定システム」により教師としての実践的指導力に繋がる資質・能力の習得と、職業意識の涵養を図っている。 同システムでは、独自の評価制度により学生のボランティア活動を通して身につけた資質・能力を客観的に把握している。また、平成29年度には近隣自治体の校長会等においてシステムの説明を行い、新たな学校ボランティア先を開拓した。平成30年度にはコーディネーターを3名に増員し支援体制を増強するとともに、実施組織である学生ボランティア推進会議の活性化を図り、教職教育院と協働で学生ボランティア活動への動機付けと教職志望のモチベーション維持・向上を図る取組を行った。また、平成31年度にはそれぞれの評価段階における学生の資質・能力について分析も行っている。 これらの取組により、平成31年度学部4年生においてボランティア経験率は100% (教職を希望しない者、思想、信条等により参加しない者を除く) を達成している。	6-5-B-01_ (00) 福教大HPボランティアサポートシステム		
	6-5-B-02_ (00) ボランティアサポートシステムHP		
	6-5-B-03_ (00) 認定評価制度 (説明資料)		
	6-5-B-04_ (00) 各地区校長会説明会活動実績		
	6-5-B-05_ (00) 学生ボランティア活動で育成される資質能力の分析		
	6-5-B-06_ (00) 令和元年度「学生ボランティア活動認定システム」認定者一覧 (令和元年度学生ボランティア活動報告書より)		
	6-5-C-01_ (00) 福岡教育大学HP障害学生支援センター		
	6-5-C-02_ (00) 障害学生支援センターHP支援内容		
	6-5-C-03_ (00) 障害学生支援センターHP支援を希望される方		
	6-5-C-04_ (00) 障害学生支援センターHP支援活動に興味のある方		
	6-5-C-05_ (00) 障害のある学生等への支援に関する基本方針		
	6-5-C-06_ (00) 教職員対応要領 (るびあり)		
	6-5-C-07_ (00) 日本学生支援機構HP障害学生修学支援ネットワーク福岡教育大学		
6-5-4-01_ (00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況			再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	6-6-1-01_(03) 福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程) 履修規程(抜粋)		
	6-6-1-02_(00) 成績評価に関するガイドライン		
	6-6-1-03_(03) 令和2年度履修ガイドブック(抜粋)		
[分析項目 6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-02_(00) シラバス記入要領(抜粋)		
[分析項目 6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(00) 年度別成績評価分布一覧(～2019年度)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00) 2020年度第3回教務委員会議事概要(書面会議)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-03_(00) GPA制度について(本学公式ウェブサイト)		
	6-6-3-04_(00) 福岡教育大学学生表彰実施について(重要通知)		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目 6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00) 2019前期成績開示／調査依頼(掲示)		
	6-6-4-02_(00) 成績調査依頼制度について【190912一部改正・教務委員会】		
	6-6-4-03_(00) 成績調査依頼制度の手順		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-1-02_(00) 成績評価に関するガイドライン		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01_(02)(03) 福岡教育大学大学院学位規程		
	6-7-1-02_(03) 福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-01_(02)(03) 福岡教育大学大学院学位規程		再掲
	6-7-1-02_(03) 福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程		再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-01_(03) H31教育学研究科学生便覧（専門職学位課程）		
	6-7-3-02_(02)(03) 履修基準・教育学研究科（本学公式ウェブサイト）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(02)(03) 平成31年度第8回研究科教授会議事概要		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1_(00)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01_(00)大学法人評価入力データ集		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2_(00)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0364/0364-GS01-02-01.html		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-01_(00)卒業（修了）生の活躍等が確認できる資料（広報誌）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-1_(02)(03)修了時アンケート（2017年度H30.2）		
	2-3-3-03_令和元年度教職大学院自己点検評価報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(03)カリキュラム改善に関する追跡調査、教職大学院修了生に対する管理職アンケート（教職実践専攻、2019年度）	1)、2)、様式3	
	2-3-3-3_令和元年度教職大学院自己点検評価報告書		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(03)カリキュラム改善に関する追跡調査、教職大学院修了生に対する管理職アンケート（教職実践専攻、2019年度）	3)、様式3	再掲
	2-3-3-3_令和元年度教職大学院自己点検評価報告書		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ※基準2-3再掲 教員養成大学であるため卒業生の多くが教員として就職しており、卒業生及びその勤務校・園の長へアンケートにより関係者からの意見を体系的、継続的に収集する体制を整備している。平成29年度には、九州各県の教育委員会を訪問し学校長アンケートへの協力を仰いだ。結果、本学に関する率直な意見を得ている。			
【改善を要する事項】			